

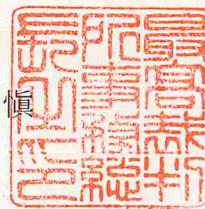
最高裁秘書第1883号

令和3年6月21日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判官・検察官の給与月額表（令和2年1月1日現在）につき、判事補の地域手当として報酬の20%よりも多い金額が記載されている理由が書いてある文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和2年12月22日付け（同月24日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第3号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）